

【件名】子ども相談室の移転について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利保障についての相談に応じるための窓口として、教育センター分室内に子ども相談室を設置している。

教育センター分室は新保健所用地としての活用が予定されていることから、子ども相談室は旧商工会館跡地における複合交流拠点の整備と合わせ、複合交流拠点内に移転する方針としていた。

今般、令和7年1月から3月にかけて実施したサウンディング型市場調査の結果、複合交流拠点の整備方針（案）が取りまとめられたことを踏まえ、同方針（案）に基づく子ども相談室の移転に係る方針の変更について報告する。

1 子ども相談室の現在の概要

（1）設置場所

教育センター分室（野方一丁目35番3号）内3階

（2）相談受付日時

月曜日～水曜日、金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前10時～午後4時

木曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

2 移転先の変更

（1）移転先

中野区役所内

（2）移転先変更の理由

- ・相談者の利便性を考慮し、中野駅周辺に整備する必要があること
 - ・区役所は相談窓口だけでなくナカノバ等もあり、子どもや保護者が来庁、相談しやすく、相談につながりやすい環境であること
- ※相談受付日時や実施体制は現在からの変更はない。

（3）その他

子ども相談室の移転後、教育センター分室の解体開始までの期間において、教育センター分室3階を活用し、暫定的な中高生年代の居場所事業を実施する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年4月以降 中野区役所内へ移転